

組合員の皆さまへ

大東京信用組合

理事長 柳沢 祥二

第 73 回通常総代会における所在不明組合員の除名について

当組合は、令和 7 年 6 月に開催する総代会（開催日：令和 7 年 6 月 19 日(木)）において、当組合の定款第 16 条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当りのある方で除名を希望されない場合には、令和 7 年 5 月 20 日(火)までに、組合員さまご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明組合員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員の方とします。

（1）令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月末の当組合調査日から過去 5 年に亘り当組合の事業を利用していない方。

令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月末の当組合調査日から過去 5 年の間に、窓口や A T M 等での入出金等、お借入金の返済、口座振替契約の設定及び口座振替契約に基づく引き落としがされた方などは、1.（1）に定める条件に該当せず、除名対象者となることはありません。

ただし、この期間に、組合員さまご本人の意思に拠らない受動的な取引のみが行われている（当組合の出資配当金や預金の利息のみが記帳されている普通預金口座を保有している）場合は、「事業を利用している」には該当せず、除名対象となります。

- （2）令和 6 年 7 月以前に当組合の通知又は催告が 5 回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて 1 回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻された方。

- （3）当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

※ 当組合の定款別表 3 第 5 項では、「5 年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が 5 回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて 1 回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

2. 中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象者の方は総代会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退となる組合員の方は、翌年開催する総代会以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合本支店の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当組合本支店の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

以上

【お問合せ先】

大東京信用組合 本支店

もしくは本部総務部（03-3436-0124）